

安全運転 ACTION 宣言書

本制度は、事業主が自ら安全運転管理の実施を宣言し、事業所の安全運転管理レベルを可視化する仕組みです。

★一つ（LEVEL1）：〈法令遵守レベル〉法定9義務を「安全運転管理5か条」として整理し、事業主が法令遵守を宣言するレベルです。

★二つ（LEVEL2）：〈地域貢献レベル〉LEVEL1に加え、四季の交通安全運動など、地域の交通安全活動に取り組むことを事業所が自己宣言するレベルです。

事業所は、取り組むレベル（★一つ／★★二つ）を選択し、以下の宣言内容およびチェック項目に従って運用します。

事業所	事業所番号： 事業所名：		
所在地	〒 電話： メール：		
代表者名／役職			
安全運転管理者名		自動車使用台数	
宣言レベル	☐ ★一つ（LEVEL1） ☐ ★★二つ（LEVEL2）		

安全運転管理5か条（誓約）

1. 酒気帯び確認を確実にを行い、結果を記録・保存します。
2. 乗務前の体調・過労・適性を確認します。
3. 車両の日常点検を実施し、整備記録を管理します。
4. 運転者への安全教育を継続的に実施します。
5. 事故・ヒヤリハットを記録し、原因分析と再発防止を行います。

【事業主としての宣言内容】

本事業所は、以下の事項を確実に実施することを宣言します。

- 安全運転管理者を選任し、法定9義務を確実に履行する。
- 安全運転管理5か条を組織内に明示し、全従業員に周知する。
- 点呼・記録・酒気帯び確認を適正に実施し、アルコール検知器を用いて確認し、その記録を1年間保存し、検知器を常時有効に保持する。
- 安全運転教育を計画的に実施する。
- 事故・違反発生時には再教育を行い、再発防止策を講じる。

【宣言】上記のとおり、安全運転 ACTION（群馬モデル）を宣言します。

宣言日： 年 月 日

代表者名：

【任意】 事業所名のホームページ公開に関する同意

☐ 同意する ☐ 同意しない

【提出先】 本制度事務局（公益社団法人 群馬県安全運転管理協会）

【参考情報】

- 警察庁：安全運転管理者制度
<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzenuntenkanrися/index.html>
- 群馬県警察：安全運転管理者制度及び届出について
<https://www.police.pref.gunma.jp/28602.html>